

金融検査評定制度

(預金等受入金融機関に係る検査評定制度)

平成 20 年 10 月

写

金 検 第 3 7 0 号
平成 17 年 7 月 1 日

各財務（支）局長
沖縄総合事務局長
検査監理官
統括検査官
特別検査官
専門検査官
金融証券検査官

） 殿

金融庁検査局長 西原 政雄

預金等受入金融機関に係る検査評価制度について

金融庁は、昨年 12 月、今後 2 年間の金融行政の指針となる「金融改革プログラムー金融サービス立国への挑戦ー」を策定・公表し、今後実行すべき改革の道筋を示した。同プログラムは、現在の金融システムを巡る局面を「不良債権問題への緊急対応から脱却し、将来の望ましい金融システムを目指す未来志向の局面（フェーズ）に転換しつつある」とした上で、望ましい金融システムを「官」の主導ではなく、「民」の力により実現することを目指すものである。その具体的施策の 1 つとして、「財務状況のみならず、様々な観点からの、検査における評価制度の導入等によるメリハリの効いた効果的・選択的な行政対応」が提案されたところであるが、今般、「評価制度研究会」の検討結果等を踏まえ、下記のとおり、「預金等受入金融機関に係る検査評価制度」（以下「金融検査評価制度」という。）を定め、運用することとしたので、了知のうえ、遺憾なきよう期せられたい。

記

1. 目的

金融機関の検査の際、金融検査マニュアルに基づき検証した検査結果を段階評価することにより、金融機関の自主的・持続的な経営改善に向けての取り組みや検査官と金融機関との双方向の議論を促す。また、評価結果を選択的な行政対応に結びつけ検査の効率化等を図るとともに、金融行政の透明性等を向上させる。

なお、金融検査評価制度の運用に際しては、「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル（金検第 79 号）」及び「評価制度研究会報告書（平成 17 年 5 月 25 日）」（別添）に十分留意されたい。

2. 評価項目

評価項目は、「経営管理（ガバナンス）態勢 - 基本的要素 -」「法令等遵守態勢」「顧客保護等管理態勢」「統合的リスク管理態勢」「自己資本管理態勢」「信用リスク管理態勢」「資産査定管理態勢」「市場リスク管理態勢」「流動性リスク管理態勢」「オペレーショナル・リスク管理態勢」の 10 項目とする。

3. 評価方法

「評価段階及び留意点等」（別紙）に基づき各評価項目について、A、B、C、D の 4 段階評価を行う。

4. 対象金融機関

- ・ 銀行
- ・ 信用金庫及び信用金庫連合会
- ・ 信用協同組合及び信用協同組合連合会
- ・ 農林中央金庫

5. 事務処理等

- (1) 検査に際しては、まず検査官が、立入検査期間中に、評定に係る事実関係及びその評価について、被検査金融機関と十分に意見を交換することとする。その上で、立入検査終了手続（エグジット・ミーティング）において、評定結果についての金融機関の認識を聴取し、その時点での主任検査官と被検査金融機関との間の認識の一致及び相違を確認するものとする。
- (2) 被検査金融機関は、立入検査終了後、評定結果について認識の相違がある場合は、意見申出制度に則り、その旨を検査局長に申し出て審理を求めることができるものとする。
- (3) 最終的な評定結果は、検査結果通知の一部として、被検査金融機関に通知されるものとする。

6. 選択的な行政対応への反映

評定結果は、その後の検査の濃淡（検査頻度、範囲、深度）に反映させるものとする。

7. 施行日等

金融検査評定制度は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入を開始する）検査について、その評定結果を選択的な行政対応に反映させることとする。ただし、主要行以外の金融機関については、平成 20 年 1 月 1 日以降予告する（無予告の場合は、立入を開始する）検査について、その評定結果を選択的な行政対応に反映させることとする。

（注）平成 19 年 2 月 16 日改正

平成 20 年 10 月 20 日最終改正

(別紙)

評定段階及び留意点等
(金融検査評定制度)

平成 19 年 2 月

評定段階

1. 経営管理(ガバナンス)態勢 - 基本的要素 -

A:

経営管理(ガバナンス)態勢について、金融機関の規模や特性に応じた強固な管理態勢が経営陣により構築されている。認識される弱点は軽微であり、金融機関としての業務の適切性や健全性等に対する影響は小さい。

B:

経営管理(ガバナンス)態勢について、金融機関の規模や特性に応じた十分な管理態勢が経営陣により構築されている。軽微な弱点はあるものの、金融機関としての業務の適切性や健全性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に自主的に適切な対応がなされている、または、今後なされることが期待できる。

C:

経営管理(ガバナンス)態勢について、金融機関の規模や特性に応じた経営陣による管理態勢は不十分なものとなっている。金融機関としての業務の適切性や健全性等に対する影響も認められるため、改善の必要がある。

D:

経営管理(ガバナンス)態勢について、経営陣による管理態勢に欠陥がある、または、重大な欠陥が認められる。その結果、金融機関としての業務の適切性や健全性等に重大な影響が及んでおり、金融機関としての存続が脅かされる懸念がある、または、そのような状況にある。

評価における留意点等

【基本的留意点】

- 評価を行うに当たっては、「経営管理(ガバナンス)態勢の確認検査用チェックリスト」の「検証ポイント」を十分に踏まえることとする。
- 前回検査指摘事項については、実効性のある改善策の策定・実行に取り組むことが重要であり、弥縫策に留まっている場合あるいは改善が不十分である場合には、改めて、不十分な改善策に留まっている要因・背景を把握して、その状況を踏まえた上で評価を行うものとする。

なお、前回検査指摘事項の改善状況に関する評価は、今回検査における指摘事項に対して、金融機関による自主的な対応が期待できるかどうかを判断する際の一要素となる。

【マイナス要素】

- 特定の部門を意図的に監査対象としていないと認められる場合には、評価を行う上でのマイナス要素として勘案するものとする。

【その他留意点】

- 経営管理(ガバナンス)態勢の評価に当たっては、他の評価項目の確認検査用チェックリストにおける「経営陣による態勢の整備・確立状況」の検証結果そのものを反映させるものではなく、経営管理(ガバナンス)態勢の確認検査用チェックリストに掲げられている4つの基本的要素(①代表取締役、取締役及び取締役会による経営管理(ガバナンス)態勢、②内部監査態勢、③監査役・監査役会による監査態勢、④外部監査態勢)が、金融機関の業務の適切性及び健全性の確保のために、その基本的機能を実効的に発揮しているかを検証し、評価を行うものとする。
- 経営管理(ガバナンス)態勢の評価に当たっては、経営方針その他の方針等が、金融機関の規模・特性を踏まえ、金融機関の業務の実情に適った実効的な内容となっているかがポイントとなることに留意する。なお、金融機関の経営判断に係る部分に過度に立ち入ることのないよう留意する。

- 取締役・取締役会の役割・責任の評価に当たっては、法令等遵守及びリスク管理態勢の確立に向けた代表取締役によるリーダーシップの発揮状況や、他の取締役による牽制機能の発揮状況等がポイントとなることに留意する。なお、取締役会等において十分な議論がなされているかという観点から、取締役会等における議論の内容を検証するが、金融機関の経営判断の適否を評価するものではない。
- 取締役会による組織体制の整備、また、相互牽制態勢の構築状況の評価に当たっては、金融機関の規模・特性を踏まえ、実効性が確保されているかがポイントとなることに留意する。
- 代表取締役及び取締役会は、内部監査部門が自らの重要な代理人であることを認識することが重要であり、取締役会は内部監査部門から行われる報告を、金融機関の全ての業務について独立の立場からチェックが行われたもの、との観点から利用することが必要である。内部監査態勢の整備・確立状況の評価に当たっては、金融機関の経営陣がこのような認識を持った上で、実効性のある内部監査態勢を構築しているかがポイントとなることに留意する。
- 内部監査部門の態勢整備の評価に関し、体制・人員配置、独立性の確保等については、金融機関の規模・特性を踏まえ、実効性が確保されているかがポイントとなることに留意する。

特に、内部監査担当取締役や内部監査部門に各業務に精通した人材の確保・配置が図られていない場合には、経営陣としてどのような問題認識をもち、どのような対策を講じているかを、また、内部監査部門の従事者が必ずしも専門性を有していないと認められる場合には、それを補完する方策が講じられているかを、双方向の議論により把握することが重要である。

また、独立性の確保に関しては、他の業務との兼職等が認められる場合に、兼職となっている要因・背景を踏まえた上で、内部監査の実効性の確保が阻害されるものとなっていないかを、双方向の議論により把握することが重要である。

評定段階

2. 法令等遵守態勢

A:

法令等遵守態勢について、強固な法令等遵守態勢が経営陣等により構築されている。認識される弱点は軽微であり、金融機関としての業務の適切性等に対する影響は小さい。

B:

法令等遵守態勢について、軽微な法令等違反などが認められるものの、十分な法令等遵守態勢が経営陣等により構築されている。軽微な弱点はあるものの、金融機関としての業務の適切性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に自主的に適切な対応がなされている、または、今後なされることが期待できる。

C:

法令等遵守態勢について、軽微ではない法令等違反の発生が認められるなど、不十分な法令等遵守態勢となっている。経営陣等の法令等遵守への取り組みは不十分であり、金融機関としての業務の適切性等に対する影響も認められるため、改善の必要がある。

D:

法令等遵守態勢について、経営陣自らが関与する重大な法令等違反が認められるなど、その遵守態勢に欠陥がある、または、重大な欠陥が認められる。その結果、金融機関としての存続が脅かされるような法令等違反の発生が懸念される、または、そのような法令等違反が発生している状況にある。

評価における留意点等

【基本的留意点】

- 評価を行うに当たっては、「法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト」の「検証ポイント」を十分に踏まえることとする。
- 評価を行うに当たっては、「Ⅰ．経営陣による法令等遵守態勢の整備・確立状況」及び「Ⅱ．管理者による法令等遵守態勢の整備・確立状況」に掲げられているチェックリストに基づき、実効性のある態勢整備が行われているかに重点を置いて行うものとする。
- 評価を行うに当たっては、法令等遵守態勢に関する方針等の策定、態勢の整備、方針等又は態勢の見直しという一連のプロセスのどこに問題があったのかを意識して行うものとする。
- 前回検査指摘事項（特に軽微でない指摘事項）については、経営陣が率先垂範して、実効性のある改善策の策定・実行に取り組むことが重要であり、弥縫策に留まっている場合あるいは改善が不十分である場合には、改めて、経営陣の認識や不十分な改善策に留まっている要因・背景を把握して、その状況を踏まえた上で評価を行うものとする。
なお、前回検査指摘事項の改善状況に関する評価は、今回検査における指摘事項に対して、金融機関による自主的な対応が期待できるかどうかを判断する際の一要素となる。

【プラス要素】

- 取締役会等及びコンプライアンス統括部門の管理者が行う評価・改善活動が有効に機能しており、法令等遵守に関する役職員の取組等が常に向上しているような好循環がみられる場合には、評価を行う上でのプラス要素として勘案するものとする。

【マイナス要素】

- 以下に掲げる点が認められる場合には、法令等遵守態勢に少なからず弱点を抱えているにもかかわらず、改善に向けた対策が不十分であると考えられることから、評価を行う上でのマイナス要素として勘案するものとする。

- (1) 法令等違反の事実の発覚を隠蔽しているものや黙認しているもの、当局への届出を意図的に欠いているものが存在している場合。ただし、その事案の広がりや、経営陣の役割、隠蔽等の事実の発覚の経緯を把握した上で、事案の程度に応じて勘案を行うことに留意する
- (2) 不良債権額の不正確なディスクロージャーが認められ、かつ当該不正確なディスクロージャーに意図性が認められる場合
- (3) 不祥事件に対する再発防止策の実効性が乏しいものとなっていることから、複数の支店等において同種の不祥事件が発生している場合や、同種の不祥事件が連続して多数発生している場合

【その他留意点】

- 法令等遵守方針の評価に当たっては、反社会的勢力に対する厳格な姿勢、マネー・ローンダリングの防止や不祥事件等への対処等が明確に定められ、金融機関の業務の実情に適った実効的な内容となっているかがポイントとなることに留意する。なお、金融機関の経営判断に係る部分に過度に立ち入ることのないよう留意する。
- コンプライアンス統括部門の態勢整備や各業務部門・営業拠点等における法令等遵守態勢の整備の評価に当たっては、金融機関の規模・特性に応じた評価を行う必要があるものの、法令等違反の事実については、金融機関の規模の大小等によって許容されるものではないことに留意し、当該法令等違反の金融機関の経営に与える影響、違反の発生原因・背景等を把握した上で、評価を行うものとする。
- 「Ⅲ．個別の問題点」において掲げられている法令以外の法令等に違反する場合においても、違反の原因・背景、金融機関の経営に及ぼす影響等を踏まえて評価を行うものとする。
- 法令等違反に対する対応策及び改善策については、経営陣が率先垂範して、違反の発生原因・背景を踏まえた、厳格かつ実効性のある改善策の策定・実行に取り組むことが重要であり、弥縫策に留まっている場合あるいは改善が不十分である場合には、改めて、経営陣の認識や不十分な改善策に留まっている要因・背景を把握して、その状況を踏まえた上で評価を行うものとする。

評定段階

3. 顧客保護等管理態勢

A:

顧客保護等管理態勢について、顧客説明管理態勢、顧客サポート等管理態勢、顧客情報管理態勢、外部委託管理態勢等が、それぞれ経営陣等により強固に構築され機能している。認識される弱点は軽微であり、金融機関としての業務の適切性等に対する影響は小さい。

B:

顧客保護等管理態勢について、顧客説明管理態勢、顧客サポート等管理態勢、顧客情報管理態勢、外部委託管理態勢等が、それぞれ経営陣等により十分に構築されている。軽微な弱点はあるものの、金融機関としての業務の適切性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に自主的に適切な対応がなされている、または、今後なされることが期待できる。

C:

顧客保護等管理態勢について、軽微ではない態勢の不備が認められるなど、顧客説明管理態勢、顧客サポート等管理態勢、顧客情報管理態勢、外部委託管理態勢等が不十分なものとなっている。経営陣等の顧客保護等への取組みは不十分であり、金融機関としての業務の適切性等に対する影響も認められ、改善の必要がある。

D:

顧客保護等管理態勢について、態勢の不備が認められるなど、顧客説明管理態勢、顧客サポート等管理態勢、顧客情報管理態勢、外部委託管理態勢等に欠陥がある、または、重大な欠陥が認められる。その結果、顧客の離反等を招き、金融機関としての存続が脅かされる懸念がある、または、そのような状況にある。

評価における留意点等

【基本的留意点】

- 評価を行うに当たっては、「顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト」の「検証ポイント」を十分に踏まえることとする。
- 評価を行うに当たっては、「Ⅰ．経営陣による顧客保護等管理態勢の整備・確立状況」及び「Ⅱ．各管理責任者による顧客保護等管理態勢の整備・確立状況」に掲げられているチェックリストに基づき、実効性のある態勢整備が行われているかに重点を置いて行うものとする。
- 評価を行うに当たっては、顧客保護等管理態勢に関する方針等の策定、態勢の整備、方針等又は態勢の見直しという一連のプロセスのどこに問題があったのかを意識して行うものとする。
- 前回検査指摘事項（特に軽微でない指摘事項）については、経営陣が率先垂範して、実効性のある改善策の策定・実行に取り組むことが重要であり、弥縫策に留まっている場合あるいは改善が不十分である場合には、改めて、経営陣の認識や不十分な改善策に留まっている要因・背景を把握して、その状況を踏まえた上で評価を行うものとする。
なお、前回検査指摘事項の改善状況に関する評価は、今回検査における指摘事項に対して、金融機関による自主的な対応が期待できるかどうかを判断する際の一要素となる。

【プラス要素】

- 以下に掲げる点が認められる場合には、評価を行う上でのプラス要素として勘案するものとする。
 - (1) 顧客説明に用いるディスクロージャー誌その他の説明資料について、その内容が抽象的なものではなく、顧客の立場に立った具体的でわかり易い内容となっており、また、わかり易い内容になるように、顧客の意見等を内容の改訂に反映させる等の顧客のニーズに沿って不断の見直しが行われている場合
 - (2) 顧客サポート等管理のプロセスの中で把握した問題点を受けて、顧客説明マニュアルの適切かつ迅速な見直しを行うなど、顧客説明管理と顧客サポート等管理が有機的に関連し相乗効果を発揮している場合

- (3) 顧客説明管理態勢、顧客サポート等管理態勢、顧客情報管理態勢、外部委託管理態勢の整備が適切に行われるのみならず、その他金融機関の業務に関し顧客保護や利便の向上のために必要であると金融機関自身が判断した業務に係る管理が適切に行われ、実効性ある顧客保護が行われていると認められる場合
- (4) 取締役会等及び顧客保護等に関する各管理責任者の行う評価・改善活動が有効に機能しており、顧客の評価も絶えず向上している場合

【マイナス要素】

- 不適切な顧客説明方法あるいは顧客情報管理が放置され、実効性のある再発防止策が検討されていないことから、同様の苦情・トラブルや、顧客情報漏えい等が複数の営業店等にて同時期にあるいは連続して発生している場合には、評価を行う上でのマイナス要素として勘案するものとする。

評定段階

4. 統合的リスク管理態勢

A:

統合的リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じた強固な管理態勢が経営陣等により構築されている。すべての主要なリスクは一貫して効果的に特定・把握・管理されており、認識される弱点は軽微であり、金融機関としての健全性等に対する影響は小さい。

B:

統合的リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じた十分な管理態勢が経営陣等により構築されている。主要なリスクや問題点は、概ね特定・把握され、管理されている。軽微な弱点はあるものの、金融機関としての健全性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に自主的に適切な対応がなされている、または、今後なされることが期待できる。

C:

統合的リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じたリスク管理としては不十分な管理態勢となっている。経営陣等のリスクに対する管理能力は不十分であり、金融機関としての健全性等に対する影響も認められるため、改善の必要がある。

D:

統合的リスク管理態勢について、経営陣等によるリスクに対する管理態勢に欠陥がある、または、重大な欠陥が認められる。その結果、金融機関としての存続が脅かされるような事故・不測の損害の発生が懸念される、または、そのような事故・不測の損害が発生している状況にある。

評価における留意点等

【基本的留意点】

- 評価を行うに当たっては、「統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」の「検証ポイント」を十分に踏まえることとする。
- 評価を行うに当たっては、「Ⅰ．経営陣による統合的リスク管理態勢の整備・確立状況」及び「Ⅱ．管理者による統合的リスク管理態勢の整備・確立状況」に掲げられているチェックリストに基づき、実効性のある態勢整備が行われているかに重点を置いて行うものとする。
- 評価を行うに当たっては、統合的リスク管理に関する方針等の策定、態勢の整備、方針等又は態勢の見直しという一連のプロセスのどこに問題があったのかを意識して行うものとする。
- 前回検査指摘事項（特に軽微でない指摘事項）については、経営陣が率先垂範して、実効性のある改善策の策定・実行に取り組むことが重要であり、弥縫策に留まっている場合あるいは改善が不十分である場合には、改めて、経営陣の認識や不十分な改善策に留まっている要因・背景を把握して、その状況を踏まえた上で評価を行うものとする。
なお、前回検査指摘事項の改善状況に関する評価は、今回検査における指摘事項に対して、金融機関による自主的な対応が期待できるかどうかを判断する際の一要素となる。

【プラス要素】

- 経営陣が、積極的に自らの直面するリスクの特定に臨み、また統合的リスク管理態勢の弱点・問題点を把握・分析することによって、統合的リスク管理態勢の向上につなげている場合には、評価を行う上でのプラス要素として勘案するものとする。

【マイナス要素】

- 統合リスク管理を通じたリスク量の算定に当たり、重要と思われるリスクを意図的に管理対象から外したり、意図的にリスク量を過小に算出しているような場合には、評価を行う上でのマイナス要素として勘案するものとする。

【その他留意点】

- 伝統的なバンキング業務を主に営む金融機関が試行的に統合リスク管理を実施しており、計測されたリスク量を直接的に経営判断に活用していない場合には、当該手法の適切性の検証結果を、評価には反映しないこととする。一方で、統合リスク管理を実施し、計測されたリスク量を経営判断に活用している金融機関については、「Ⅲ. 個別の問題点」に基づき検証を実施し、その結果を踏まえ、評価を行うものとする。

評定段階

5. 自己資本管理態勢

A:

自己資本管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じた強固な管理態勢が経営陣等により構築されており、自己資本は、質・量ともに極めて充実した水準にある。

B:

自己資本管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じた十分な管理態勢が経営陣等により構築されており、自己資本も十分な水準にある。軽微な弱点は認められるものの、金融機関としての健全性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に自主的に適切な対応がなされている、または、今後なされることが期待できる。

C:

自己資本管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じた管理態勢は不十分である、または、自己資本が不十分な水準にある。経営陣等の管理能力が不十分であることから、金融機関としての健全性等に対する影響も認められるため、改善の必要がある。

D:

自己資本管理態勢について、管理態勢に欠陥がある、または、重大な欠陥が認められる。その結果、自己資本も過少となっており、金融機関としての存続が脅かされる懸念がある、または、そのような状況にある。

評価における留意点等

【基本的留意点】

- 評価を行うに当たっては、「自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト」の「検証ポイント」を十分に踏まえることとする。
- 評価を行うに当たっては、「Ⅰ．経営陣による自己資本管理態勢の整備・確立状況」及び「Ⅱ．管理者による自己資本管理態勢の整備・確立状況」に掲げられているチェックリストに基づき、実効性のある態勢整備が行われているかに重点を置いて行うものとする。
- 評価を行うに当たっては、自己資本管理に関する方針等の策定、態勢の整備、方針等又は態勢の見直しという一連のプロセスのどこに問題があったのかを意識して行うものとする。
- 前回検査指摘事項（特に軽微でない指摘事項）については、経営陣が率先垂範して、実効性のある改善策の策定・実行に取り組むことが重要であり、弥縫策に留まっている場合あるいは改善が不十分である場合には、改めて、経営陣の認識や不十分な改善策に留まっている要因・背景を把握して、その状況を踏まえた上で評価を行うものとする。
なお、前回検査指摘事項の改善状況に関する評価は、今回検査における指摘事項に対して、金融機関による自主的な対応が期待できるかどうかを判断する際の一要素となる。

【プラス要素】

- 金融機関のリスク・プロファイルに照らし、自己資本が質・量ともに極めて充実している場合には、評価を行う上でのプラス要素として勘案するものとする。

【マイナス要素】

- 自己資本比率の正確性の検証の結果、以下の事象が認められた場合には、評価を行う上でのマイナス要素として勘案するものとする。
 - (1) 検査前後の自己資本比率乖離率が10%以上の場合
 - (2) 乖離率が10%未満であっても、例えば、信用リスク・アセットの額の計算において、正負両方向の計算の誤りが相当数認められ、結果として両者の誤りが相殺されるような場合等、計算過程に大きな不備が認められた場合

- 自己資本充実度が不十分となる場合を想定した対応策の検討状況の検証の結果、以下の事象が認められた場合には、評価を行う上でのマイナス要素として勘案するものとする。

- (1) 適正な自己資本比率の維持に係る明確な戦略等が経営陣になく、十分な検討が行われていない場合(例えば、一定年数(例えば3年)以内に自己資本比率が相当程度低下することが予想されているにもかかわらず、対策が検討されていない場合)
- (2) 翌決算期において、早期是正措置の発動基準の近辺または基準を下回る水準まで自己資本比率の低下が予想されるにもかかわらず、対策が策定されていない、もしくは対策は策定されているものの、今期中の実行可能性がない場合

【その他留意点】

- 検査後の自己資本比率が「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」に定める比率(国際統一基準 8%、国内基準 4%)を下回る場合には、自己資本管理態勢に係る評価段階は C 以下となることに留意する。

評定段階

6. 信用リスク管理態勢

A:

信用リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じた強固な管理態勢が経営陣等により構築されている。認識される弱点は軽微であり、金融機関としての健全性等に対する影響は小さい。

B:

信用リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じた十分な管理態勢が経営陣等により構築されている。審査管理面等において軽微な弱点は認められるものの、金融機関としての健全性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に自主的に適切な対応がなされている、または、今後なされることが期待できる。

C:

信用リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じたリスク管理としては不十分な管理態勢となっている。経営陣等のリスクに対する管理能力は不十分であり、その結果、審査管理面等における問題や過度の与信集中が認められるなど、金融機関としての健全性等に対する影響も認められるため、改善の必要がある。

D:

信用リスク管理態勢について、管理態勢に欠陥がある、または、重大な欠陥が認められる。その結果、更なる与信集中の進行や与信集中先の業況悪化による資産内容の劣化などが認められ、金融機関としての存続が脅かされる懸念がある、または、そのような状況にある。

評価における留意点等

【基本的留意点】

- 評価を行うに当たっては、「信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」の「検証ポイント」を十分に踏まえることとする。
- 評価を行うに当たっては、「Ⅰ．経営陣による信用リスク管理態勢の整備・確立状況」及び「Ⅱ．管理者による信用リスク管理態勢の整備・確立状況」に掲げられているチェックリストに基づき、実効性のある態勢整備が行われているかに重点を置いて行うものとする。
- 評価を行うに当たっては、信用リスク管理態勢に関する方針等の策定、態勢の整備、方針等又は態勢の見直しという一連のプロセスのどこに問題があったのかを意識して行うものとする。
- 前回検査指摘事項（特に軽微でない指摘事項）については、経営陣が率先垂範して、実効性のある改善策の策定・実行に取り組むことが重要であり、弥縫策に留まっている場合あるいは改善が不十分である場合には、改めて、経営陣の認識や不十分な改善策に留まっている要因・背景を把握して、その状況を踏まえた上で評価を行うものとする。

なお、前回検査指摘事項の改善状況に関する評価は、今回検査における指摘事項に対して、金融機関による自主的な対応が期待できるかどうかを判断する際の一要素となる。

【プラス要素】

- 以下に掲げる点が認められる場合には、評価を行う上でのプラス要素として勘案するものとする。
 - (1) 経営陣が、積極的に信用リスク管理態勢の弱点・問題点を把握・分析することによって、信用リスク管理態勢の向上につなげている場合
 - (2) 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の趣旨が金融機関の営業現場にまで周知徹底・浸透することによって、中小企業の経営実態等の正確な把握や中小企業再生に向けた取組みが図られ、信用リスクに対する管理態勢の強化が認められる場合

- (3) 中小・零細企業等に対するモニタリングや経営相談・経営改善指導等によって債務者との意思疎通が図られ(債務者との密度の高いコミュニケーションの確保)、債務者の正確な経営実態を把握し、信用リスク管理に適切に反映していると認められる場合
- (4) 経営不振に陥っている、または、陥りつつある中小・零細企業等に対する事業再生に向けた取組みが図られ、金融機関全体の信用リスクが軽減していると認められる場合
- (5) 中小・零細企業等の事業の将来性等の判断に関し、「目利き」能力の向上への取組みが図られ、融資審査態勢が強化され、問題債権の発生が未然に防止されている、あるいは将来性のある企業の発掘につながっていると認められる場合

【その他留意点】

- 地域金融機関における与信管理態勢の評価に当たっては、金融機関の規模・特性等から特定の業種や特定の地域に与信が多い場合も考えられることから、それらを前提とした実効性のあるリスク管理態勢が構築されているかがポイントとなることに留意する。
- 中小・零細企業向け融資に係る信用リスク管理態勢の評価に当たっては、金融機関のビジネスモデル等に応じた実効性のあるリスク管理態勢が構築されているかがポイントとなることに留意する。例えば、金融機関のビジネスモデルがある程度の不良債権の発生を前提としている場合には、それに見合ったリスク管理態勢が整備されているかに留意する。

評定段階

7. 資産査定管理態勢

A:

資産査定管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じた自己査定態勢及び償却・引当態勢などの管理態勢が経営陣等により強固に構築されている。認識される弱点は軽微であり、金融機関としての健全性等に対する影響は小さい。

B:

資産査定管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じた十分な管理態勢が経営陣等により構築されており、信用リスクの程度に応じた十分な水準の償却・引当が確保されている。自己査定の正確性等に軽微な不備は認められるものの、金融機関としての健全性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に自主的に適切な対応がなされている、または、今後なされることが期待できる。

C:

資産査定管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じた管理態勢は不十分である、または、信用リスクの程度に応じた償却・引当が確保されていない。経営陣等の管理能力が不十分であることから、自己査定態勢や償却・引当態勢に不備が生じているなど、金融機関としての健全性等に対する影響も認められるため、改善の必要がある。

D:

資産査定管理態勢について、管理態勢に欠陥がある、または、重大な欠陥が認められる。その結果、多額の償却・引当不足が認められるなど、金融機関としての存続が脅かされる懸念がある、または、そのような状況にある。

評価における留意点等

【基本的留意点】

- 評価を行うに当たっては、「資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト」の「検証ポイント」を十分に踏まえることとする。
- 評価を行うに当たっては、「Ⅰ．経営陣による資産査定管理態勢の整備・確立状況」及び「Ⅱ．管理者による資産査定管理態勢の整備・確立状況」に掲げられているチェックリストに基づき、実効性のある態勢整備が行われているかに重点を置いて行うものとする。
- 評価を行うに当たっては、資産査定管理態勢に関する態勢の整備やその見直しという一連のプロセスのどこに問題があったのかを意識して行うものとする。
- 前回検査指摘事項（特に軽微でない指摘事項）については、経営陣が率先垂範して、実効性のある改善策の策定・実行に取り組むことが重要であり、弥縫策に留まっている場合あるいは改善が不十分である場合には、改めて、経営陣の認識や不十分な改善策に留まっている要因・背景を把握して、その状況を踏まえた上で評価を行うものとする。
なお、前回検査指摘事項の改善状況に関する評価は、今回検査における指摘事項に対して、金融機関による自主的な対応が期待できるかどうかを判断する際の一要素となる。

【その他留意点】

- 資産査定管理態勢の評価に当たっては、金融機関の規模・特性等を踏まえた上で、貸出金分類額及びリスク管理債権額並びに償却・引当額等の増加率の大小のみに着目するのではなく、検査前の分類額あるいは償却・引当額等の水準、自己資本比率に与える影響、前回検査からの改善状況等も踏まえることに留意する。
また、改善が認められない場合には、その要因・背景を確認し、態勢面においてどのような問題点が生じているかを十分検証し、評価を行うものとする。
- 中小・零細企業向け融資に対する資産査定管理態勢の評価に当たっては、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の趣旨を踏まえ、債務者のより正確な経営実態が把握され、それが適切に自己査定等に反映されているかに留意する。

評定段階

8. 市場リスク管理態勢

A:

市場リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じた強固な管理態勢が経営陣等により構築されている。認識される弱点は軽微であり、金融機関としての健全性等に対する影響は小さい。

B:

市場リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じた十分な管理態勢が経営陣等により構築されている。軽微な弱点はあるものの、金融機関としての健全性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に自主的に適切な対応がなされている、または、今後なされることが期待できる。

C:

市場リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じたリスク管理としては不十分な管理態勢となっている。経営陣等のリスクに対する管理能力は不十分であり、金融機関としての健全性等に対する影響も認められるため、改善の必要がある。

D:

市場リスク管理態勢について、経営陣等によるリスクに対する管理態勢に欠陥がある、または、重大な欠陥が認められる。その結果、金融機関としての存続が脅かされるような事故・不測の損害の発生が懸念される、または、そのような事故・不測の損害が発生している状況にある。

評価における留意点等

【基本的留意点】

- 評価を行うに当たっては、「市場リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」の「検証ポイント」を十分に踏まえることとする。特に、被検査金融機関の運用戦略、投資スタイル、取引規模、リスク・プロファイル、リスク管理方法、リスク計測手法等に応じて検証すべき項目を過不足なく検証し、評価を行うことに留意する。
- 評価を行うに当たっては、「Ⅰ．経営陣による市場リスク管理態勢の整備・確立状況」及び「Ⅱ．管理者による市場リスク管理態勢の整備・確立状況」に掲げられているチェックリストに基づき、実効性のある態勢整備が行われているかに重点を置いて行うものとする。
- 評価を行うに当たっては、市場リスク管理に関する方針等の策定、態勢の整備、方針等又は態勢の見直しという一連のプロセスのどこに問題があったのかを意識して行うものとする。
- 前回検査指摘事項（特に軽微でない指摘事項）については、経営陣が率先垂範して、実効性のある改善策の策定・実行に取り組むことが重要であり、弥縫策に留まっている場合あるいは改善が不十分である場合には、改めて、経営陣の認識や不十分な改善策に留まっている要因・背景を把握して、その状況を踏まえた上で評価を行うものとする。
なお、前回検査指摘事項の改善状況に関する評価は、今回検査における指摘事項に対して、金融機関による自主的な対応が期待できるかどうかを判断する際の一要素となる。

【プラス要素】

- 経営陣が、積極的に市場リスク管理態勢の弱点・問題点を把握・分析することによって、市場リスク管理態勢の向上につなげている場合には、評価を行う上でのプラス要素として勘案するものとする。

評定段階

9. 流動性リスク管理態勢

A:

流動性リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性、特に資金繰りの逼迫度や市場流動性の状況に応じた強固な管理態勢が経営陣等により構築されている。認識される弱点は軽微であり、金融機関としての資金繰り等に対する影響は小さい。

B:

流動性リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性、特に資金繰りの逼迫度や市場流動性の状況に応じた十分な管理態勢が経営陣等により構築されている。軽微な弱点はあるものの、金融機関としての資金繰り等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に自主的に適切な対応がなされている、または、今後なされることが期待できる。

C:

流動性リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性、特に資金繰りの逼迫度や市場流動性の状況に応じたリスク管理としては不十分な管理態勢となっている。経営陣等のリスクに対する管理能力は不十分であり、金融機関としての資金繰り等に対する影響も認められるため、改善の必要がある。

D:

流動性リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性、特に資金繰りの逼迫度や市場流動性の状況に応じた経営陣等によるリスクに対する管理態勢に欠陥がある、または、重大な欠陥が認められる。その結果、金融機関としての存続が脅かされるような資金繰り上の問題等の発生が懸念される、または、そのような資金繰り上の問題等が発生している状況にある。

評価における留意点等

【基本的留意点】

- 評価を行うに当たっては、「流動性リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」の「検証ポイント」を十分に踏まえることとする。
- 評価を行うに当たっては、「Ⅰ．経営陣による流動性リスク管理態勢の整備・確立状況」及び「Ⅱ．管理者による流動性リスク管理態勢の整備・確立状況」に掲げられているチェックリストに基づき、実効性のある態勢整備が行われているかに重点を置いて行うものとする。
- 評価を行うに当たっては、流動性リスク管理態勢に関する方針等の策定、態勢の整備、方針等又は態勢の見直しという一連のプロセスのどこに問題があったのかを意識して行うものとする。
- 前回検査指摘事項（特に軽微でない指摘事項）については、経営陣が率先垂範して、実効性のある改善策の策定・実行に取り組むことが重要であり、弥縫策に留まっている場合あるいは改善が不十分である場合には、改めて、経営陣の認識や不十分な改善策に留まっている要因・背景を把握して、その状況を踏まえた上で評価を行うものとする。
なお、前回検査指摘事項の改善状況に関する評価は、今回検査における指摘事項に対して、金融機関による自主的な対応が期待できるかどうかを判断する際の一要素となる。

【プラス要素】

- 経営陣が、積極的に流動性リスク管理態勢の弱点・問題点を把握・分析することによって、流動性リスク管理態勢の向上につなげている場合には、評価を行う上でのプラス要素として勘案するものとする。

【その他留意点】

- 市場流動性リスクは、流動性に乏しい相対でのデリバティブ取引などのポジションが大きくなっている場合、市場規模と比較して大きなポジションを取っている場合等に重要性を持つ項目であることに留意し、金融機関のリスク特性・規模を踏まえて、評価上の重要度を決定する。

- 資金繰り運営・管理の評価に当たっては、金融機関の規模・特性に応じた実効性のある資金繰り管理方法となっているかがポイントとなることに留意する。

評定段階

10. オペレーショナル・リスク管理態勢

A:

オペレーショナル・リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じた強固な管理態勢が経営陣等により構築されている。認識される弱点は軽微であり、金融機関としての健全性等に対する影響は小さい。

B:

オペレーショナル・リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じた十分な管理態勢が経営陣等により構築されている。軽微な弱点はあるものの、金融機関としての健全性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に自主的に適切な対応がなされている、または、今後なされることが期待できる。

C:

オペレーショナル・リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じたリスク管理としては不十分な管理態勢となっている。経営陣等のリスクに対する管理能力は不十分であり、顧客に影響を及ぼすシステムダウンや、軽微ではない事務過誤等が認められるなど、金融機関としての健全性等に対する影響も認められるため、改善の必要がある。

D:

オペレーショナル・リスク管理態勢について、経営陣等によるリスクに対する管理態勢に欠陥がある、または、重大な欠陥が認められる。その結果、金融機関としての存続が脅かされるような重大なシステムダウンや事務過誤等の発生が懸念される、または、そのようなシステムダウンや事務過誤等が発生している状況にある。

評価における留意点等

【基本的留意点】

- 評価を行うに当たっては、「オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」の「検証ポイント」を十分に踏まえることとする。
- 評価を行うに当たっては、「Ⅰ．経営陣によるオペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢の整備・確立状況」、「Ⅰ．経営陣による事務リスク管理態勢の整備・確立状況」、「Ⅰ．経営陣によるシステムリスク管理態勢の整備・確立状況」、及び「Ⅱ．管理者によるオペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢の整備・確立状況」、「Ⅱ．管理者による事務リスク管理態勢の整備・確立状況」、「Ⅱ．管理者によるシステムリスク管理態勢の整備・確立状況」、「その他オペレーショナル・リスク管理態勢の整備・確立状況」に掲げられているチェックリストに基づき、実効性のある態勢整備が行われているかに重点を置いて行うものとする。
- 評価を行うに当たっては、オペレーショナル・リスク管理態勢に関する方針等の策定、態勢の整備、方針等又は態勢の見直しという一連のプロセスのどこに問題があったのかを意識して行うものとする。
- 前回検査指摘事項（特に軽微でない指摘事項）については、経営陣が率先垂範して、実効性のある改善策の策定・実行に取り組むことが重要であり、弥縫策に留まっている場合あるいは改善が不十分である場合には、改めて、経営陣の認識や不十分な改善策に留まっている要因・背景を把握して、その状況を踏まえた上で評価を行うものとする。
なお、前回検査指摘事項の改善状況に関する評価は、今回検査における指摘事項に対して、金融機関による自主的な対応が期待できるかどうかを判断する際の一要素となる。

【プラス要素】

- 以下に掲げる点が認められる場合には、評価を行う上でのプラス要素として勘案するものとする。
 - (1) 経営陣が、積極的に自らの直面するオペレーショナル・リスクの特定に臨み、またオペレーショナル・リスク管理態勢の弱点・問題点を把握・分析することによって、オペレーショナル・リスク管理態勢の向上につなげている場合。

- (2) 事務処理上の不具合が早期に発見・改善される態勢が確立していることにより、事故事案、異例な取扱い事案の未然防止が図られている場合。

【その他留意点】

- 金融業の情報産業化に伴い、経営戦略とシステム戦略とは一体不可分の関係となっていることを踏まえ、システム戦略方針の評価に当たっては、金融機関の経営判断に係る部分に過度に立ち入ることのないよう留意する。
- システム統合リスク管理の不備は、システムック・リスクを惹起させることがあり得ることから、システム統合を控えている金融機関においては、当該項目の評定上の重要度を高くする。

参 考

改正通達

「預金等受入金融機関に係る検査評定制度について」の一部改正について
(平成 19 年 2 月 16 日付 金検第 81 号)

写

金 検 第 8 1 号
平成 19 年 2 月 16 日

各財務（支）局長
沖縄総合事務局長
検査監理官
統括検査官
特別検査官
専門検査官
金融証券検査官

）殿

金融庁検査局長 西原 政雄

「預金等受入金融機関に係る検査評定制度について」の一部改正について

平成17年7月1日に、「預金等受入金融機関に係る検査評定制度について（金検第370号）」（以下「金融検査評定制度」という。）を定め、平成18年1月より試行を実施してきたところであるが、今般、「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル（金検第177号）」の全面改訂を受け、「金融検査評定制度」の一部を下記のとおり改正したので、了知のうえ、遺憾なきよう期せられたい。

記

1. 「預金等受入金融機関に係る検査評定制度」の一部を次のように改める。

1. 目的

「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル（金検177号）」を「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル（金検79号）」に改める。

2. 評定項目

イ. 「法令等遵守態勢」の前に、「経営管理（ガバナンス）態勢 - 基本的要素 -」を追加する。

ロ. 「リスク管理態勢（共通）」を「統合的リスク管理態勢」に改める。

ハ．「市場関連リスク管理態勢」を「市場リスク管理態勢」に改める。

ニ．「９項目」を「１０項目」に改める。

３． 評価方法

「評価段階及び着眼点（例）」を「評価段階及び留意点等」に改める。

７． 施行日等

以下のように改める。

「金融検査評価制度は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入を開始する）検査について、その評価結果を選択的な行政対応に反映させることとする。ただし、主要行以外の金融機関については、平成 20 年 1 月 1 日以降予告する（無予告の場合は、立入を開始する）検査について、その評価結果を選択的な行政対応に反映させることとする。」

２．「預金等受入金融機関に係る検査評価制度」の別紙「評価段階及び着眼点（例）」を、「評価段階及び留意点等」とし、別紙のとおり改める。

３． 施行日

平成 19 年 4 月 1 日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入を開始する）検査について適用する。

参 考

改正通達

「預金等受入金融機関に係る検査評定制度について」の一部改正について
(平成 20 年 10 月 20 日付 金検第 526 号)

写

金 検 第 5 2 6 号
平成 2 0 年 1 0 月 2 0 日

各財務（支）局長
沖縄総合事務局長
検 査 監 理 官
統 括 検 査 官
特 別 検 査 官
専 門 検 査 官
金 融 証 券 検 査 官

殿

金融庁検査局長 畑中 龍太郎

「預金等受入金融機関に係る検査評定制度について」の一部改正について

平成 1 7 年 7 月 1 日に、「預金等受入金融機関に係る検査評定制度について（金検第 3 7 0 号）」（以下「金融検査評定制度」という。）を定め、平成 1 9 年 4 月より施行したところであるが、「金融検査評定制度」の一部を下記のとおり改正したので、了知のうえ、遺憾なきよう期せられたい。

記

1. 「預金等受入金融機関に係る検査評定制度」の一部を次のように改める。

4. 対象金融機関

「・信用協同組合及び信用協同組合連合会」の次に、「・農林中央金庫」を追加する。

最後尾に、以下の（注）を追記する。

「（注）平成 1 9 年 2 月 1 6 日改正

平成 2 0 年 1 0 月 2 0 日最終改正」

2. 施行日

平成 2 0 年 1 0 月 2 0 日から施行する。